

習 志 野 市

男女共同参画基本計画

男女が互いの個性を尊重し、
一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる
男女共同参画社会の実現をめざして

習 志 野 市



はじめに

21世紀を迎え、少子高齢化、経済の成熟化、情報化等生活を取り巻く社会環境の変化とともに私たちの価値観やライフスタイルは非常に多様化してきています。

このような中、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が大きな課題となっています。

本市では、このような時代の潮流を見据えながら、平成26年度を目標年次とした「習志野市後期基本計画」を策定しました。そこには、都市（まち）づくりの主要課題として、市民と行政との「協働型社会」を実現していくために「男女共同参画社会の実現」を掲げています。

市民と行政が協働のまちづくりを進めていくためには、男女が家庭・職場・地域等あらゆる場において、ともに参画し社会を支えていくことが重要です。

そのためには、男女ともに自分の個性と能力を発揮できるよう様々な意識・制度・慣行を見直すことも大切です。

そこで、これまでの男女共同参画施策の評価や反省を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や、社会の情勢の変化等から新たな課題に対応するため、「習志野市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この基本計画を基に、市民の皆様や事業者等の皆様と一緒に考え、一緒に行動して男女共同参画社会の実現に向けての施策を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」にご協力を頂きました皆様をはじめ、男女共同参画基本計画策定地域ミーティングやパブリックコメント等において貴重なご意見をお寄せ頂きました皆様、計画の素案作成づくりの段階からご審議いただきました習志野市男女共同参画審議会委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成20年 3月

習志野市長 荒木 勇

目 次

はじめに

第1章 計画策定の背景

I 社会情勢の分析	3
1 少子化の進行	3
2 高齢化の進行	4
3 家族形態の変化	5
4 地域社会の変化	5
5 雇用情勢をめぐる変化.....	6
II 男女共同参画に関する国内外の動き	7
1 国際的な動き	7
2 日本の動き	8
3 千葉県の動き	9
4 習志野市の動き.....	9

第2章 計画の基本的考え方

I 計画改定の趣旨	13
II 計画の概要	13
1 計画の性格	13
2 計画の期間	13
III 計画の特徴	14
IV 前プランからの主な変更点	14
V 基本理念	15
VI 将来像	15
VII 基本目標	15
VIII 計画の体系	18

第3章 具体的施策

基本目標 I 人権の尊重	21
課題1 性による差別と人権侵害のない社会づくり	21
課題2 生涯にわたる男女平等教育・学習の推進	24
課題3 男女平等の意識づくり	28

基本目標Ⅱ	あらゆる分野への参画と活動	31
課題1	政策・方針決定における女性の参画	31
課題2	まちづくりにおける男女共同参画	33
基本目標Ⅲ	家庭生活と社会生活の両立	35
課題1	働く場における男女平等の推進	35
課題2	互いに担い合う家庭・地域生活	38
課題3	国際的視野に立った男女共同参画の推進	42
基本目標Ⅳ	生涯にわたる心身の健康維持	43
課題1	性差に配慮した健康の推進	43
課題2	高齢者・障害者の男女共同参画の推進	45
基本目標Ⅴ	計画の推進	46
課題1	市民と行政のパートナーシップ	46
課題2	計画推進体制の強化	47
課題3	計画の進行管理	49

■ 参考資料

	習志野市男女共同参画基本計画策定までの取り組み内容	53
	習志野市男女共同参画基本計画策定「地域ミーティング」について	56
	地域ミーティングで寄せられた市民の皆様からのご意見	57
	習志野市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査の概要	62
	習志野市男女共同参画社会づくりに向けての事業所アンケート調査の概要	62
	習志野市男女共同参画審議会委員（習志野市男女共同参画基本計画策定部会委員）名簿	63
	習志野市男女共同参画基本計画策定地域ミーティング運営委員名簿	64
	習志野市男女共同参画推進庁内連絡会議設置要綱	65
資料1	習志野市男女共同参画推進条例（平成16年3月31日条例第2号）	67
資料2	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和60年7月25日発効）	70
資料3	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）	75
資料4	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 （昭和47年7月1日法律第113号）	78
資料5	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 （平成3年法律第76号）	81
資料6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 （平成13年4月13日法律第31号）	87
資料7	男女共同参画推進行政のあゆみ	93
資料8	用語の説明	97

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）をいいます。

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上

働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

家族を構成する個人がお互いに尊重しあい協力し合うことにより、家族のパートナーシップが強化

仕事と家庭の両立環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

男女が主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化

地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活等、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

第1章

計画策定の背景

I 社会情勢の分析

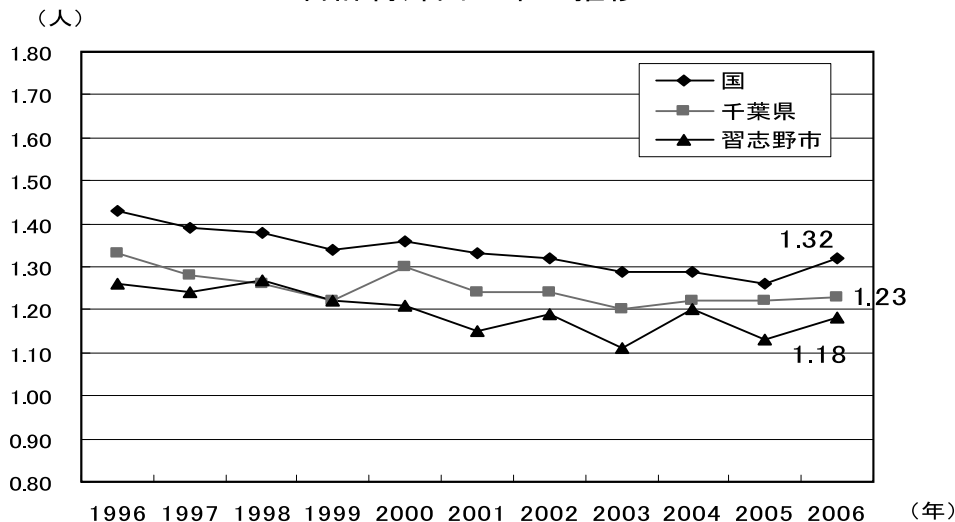
1. 少子化の進行

日本の平成 18 年（2006 年）の合計特殊出生率（※）は、1.32 と現在の人口を維持するために必要とされる 2.08 を大きく下回っています。その結果、将来人口の減少や、経済面では、労働人口の減少や社会保障負担の増加による経済成長や生活水準の低下等が懸念されています。

習志野市の平成 18 年（2006 年）の合計特殊出生率は、1.18 と日本の合計特殊出生率よりさらに下回っており、市内における少子化の進行は顕著に進んでいます。

その原因としては、晩婚化・非婚化に加え、夫婦の出生力の低下が指摘されています。その背景には、社会における固定的な性別役割分担意識（※）による仕事と家庭生活の両立に対する負担感や、子育てに対する心理的、肉体的負担感、教育費等の経済的負担、さらには結婚観、家庭観などの個人の価値観の変化等があると考えられています。世の中の制度や意識、慣習を捉え直し、安心して子どもを産み育てることができるような社会を築いていく必要があります。

【図1】 合計特殊出生率の推移



出所：千葉県統計課「人口動態統計の概況」(平成 18 年)

習志野市の合計特殊出生率（※）は、1.32 を下回る率で推移しており、全国平均と比べても低い水準となっています。

（※）合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に平均して何人の子を産むかを示す数値。出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までとし、その年齢別出生率を合計し、女性が仮にその年齢別出生率のとおり子どもを産んだ場合の平均出産数を計算したもの。この率が 2.08 を下回ると将来、長期的には人口が減少する計算になります。

（※）固定的な性別役割分担意識

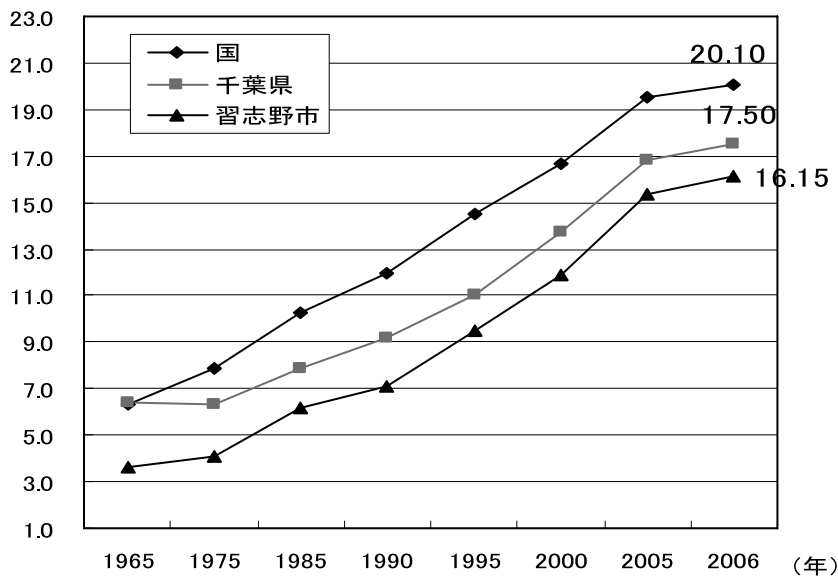
「男は仕事、女は家庭」あるいは「男は外、女は内」というように、男女の役割を固定してしまう考え方や意識をいいます。こうした考え方や意識が問題とされるのは、女性の就労の増加など、生活基盤が変化しているにもかかわらず、女性の生き方に枠をはめ、その能力の開花の機会を制約するなど女性の行動や生き方を制限してしまうなどの理由によるものです。

2. 高齢化の進行

本市の高齢化率(※)は、平成12年(2000年)の11.92%から平成18年(2006年)には16.15%と著しく増加しており、高齢化は確実に進行しています。高齢化の進行は、子どもの数の減少と深く関わっており、働く人口の減少や高齢者の扶養負担の重さなど、様々な問題を引き起こしています。特に、今後は平均寿命の長い女性のひとり暮らしが多くなると予想されます。女性は若い時に継続して働く機会が得られない場合が多く、年金額の低さもあり経済的自立もできにくい状況にあります。また、高齢者等の介護の多くは女性が担っており、女性の社会参画を妨げる要因の一つになっています。

一方、男性の高齢者は、生活面での自立に困難を抱え、特にひとり暮らしになった場合に問題が多く生じています。このように、男女ともに老後の生活の不安は大きいと考えられます。これからは男女がともに介護に関わり、社会制度の支援の整備や地域ぐるみで支援していくことが求められており、それと同時に、高齢期の男女が孤立することなく、ともに自立し、いきいきと充実した生活が送れるよう、対応を進めていく必要があります。

【図2】 高齢化率の推移 (%)



出所:「習志野市統計書」(平成18年版)

※高齢化率
総人口に占める高齢者数(65歳以上)の割合

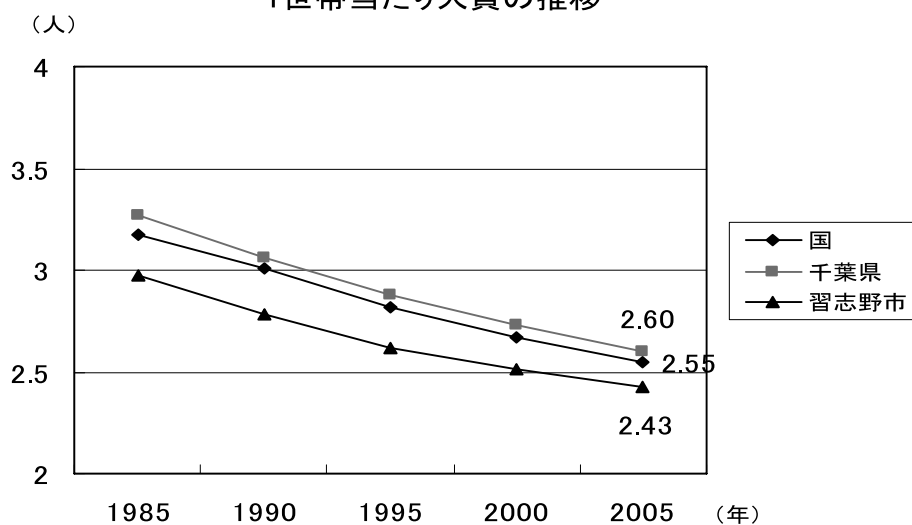
3. 家族形態の変化

平成 17 年の国勢調査結果によると、本市の一世帯あたりの人数は 2.43 人となっており、全国平均の 2.55 人を下回っています。同時に核家族化の進行や高齢女性の単身世帯の増加、高齢者からなる夫婦のみの世帯等、地域社会をつくる家族の形態や機能にも変化が見られます。

しかし、家庭の中の男女の役割は、「男は仕事、女は家事・育児・介護」といった固定的な考えが少なからず残っています。このことが、職場や地域への女性の参画を妨げている要因と考えられます。

これからは、家族形態やライフスタイルの多様化が進む中で、誰もが家族の中でも個人としての生き方が尊重され、家族生活と他のあらゆる分野で男女が共同参画できるよう進めていく必要があります。

【図 3】 1世帯当たり人員の推移



出所:総務省「国勢調査」(平成 17 年)

4. 地域社会の変化

核家族化の進行や高齢単身世帯の増加など、家族形態の変化とともに地域社会も大きく変化しており、育児や介護などの役割を家族が担うことが難しくなり、地域社会にその一部を担うことが期待されるようになりました。そのような中では、男女が地域社会の一員として、ボランティア活動や環境問題への対応など、地域に根づいた活動に関わっていく必要があります。

【表 1】 ボランティア登録団体(者)数の推移

年 度	ボランティア団体		個 人 (人)	合 計 (人)
	グループ数 (団体)	会員数 (人)		
2001	42	1,944	475	2,419
2002	44	1,936	596	2,532
2003	44	1,695	688	2,383
2004	46	1,971	744	2,715
2005	48	1,988	830	2,818
2006	47	1,579	858	2,437

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

出所:習志野市社会福祉協議会

5. 雇用情勢をめぐる変化

就業をめぐる変化としては、男女雇用機会均等法の改正や労働基準法の改正等により、法律や制度の面での環境整備は進んできました。

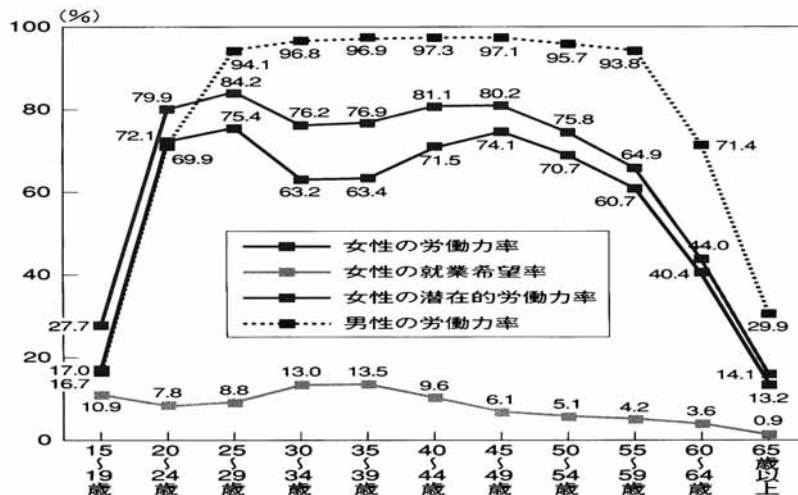
しかし、本市の「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成 18 年度実施)によると、職場において「男性が優遇」と回答した方が 66.1%であるのに対し、「女性が優遇」と回答した方が 5.9%という結果が出ており、現実には男女間の不平等感が存在しています。

本市においては、平成 12 年に全就業者に占める女性の割合は 37.8%となっていますが、非正社員の増大や出産・子育て期の 30 歳代前半の就業率が低くなっている等、女性の働く条件が厳しいことを示しています。

一方、女性の就業意識は高まっており、男女均等な労働条件の整備や女性の職業能力の開発機会の拡充等が求められています。最近では、パートタイム労働や派遣労働に加えて、情報技術の進歩に伴い、在宅勤務等といった新たな就業形態が生まれ、また、自ら起業する女性も増加する等、多様な働き方ができるようになってきました。

このような中で、どのような働き方であれ、男女それぞれの能力を十分に発揮できる環境を整えることが求められます。

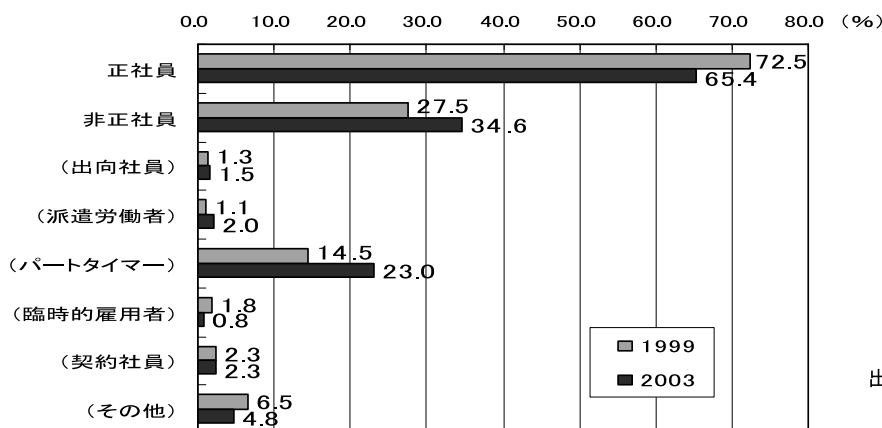
【図 4】 女性の年齢階級別労働力率



女性の労働力率は、ほとんどの年齢で上昇していますが、結婚・子育ての中心期間である 30 代が依然として低い M 字曲線 (※) を描いています。

出所：内閣府「男女共同参画白書」(平成 19 年版)

【図 5】 就業形態別労働者割合



出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成 15 年)

(※) M 字型曲線

15 歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフにすると、30 歳代の前半が谷となり、20 代前半と 40 代後半が山となる曲線になります。これを M 字型曲線といいます。結婚、出産を機に退職し、子育てが終わると再就職するというライフスタイルをとる女性が多いと、グラフはこの形となります。

II 男女共同参画に関する国内外の動き

1. 国際的な動き

「国際婦人年」

国際連合は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を行うため、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と決定しました。

「世界女性会議」と「国連婦人の十年」

昭和 50 年（1975 年）に「第 1 回世界女性会議」（国際婦人年世界会議）をメキシコで開催し、「世界行動計画」を採択しました。さらに昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）を「国連婦人の十年」と位置づけし、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上に向けて世界的な行動を開始しました。

昭和 55 年（1980 年）には、「第 2 回世界女性会議」（国連婦人の十年 中間年会議）をデンマークのコペンハーゲンで開催し、この会議で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約（女子差別撤廃条約）（※）」の署名式が行われ、日本も署名しました。

昭和 60 年（1985 年）、「第 3 回世界女性会議」（国連婦人の十年 最終年世界会議）がケニアのナイロビで開催されました。ここでは、昭和 50 年（1975 年）から昭和 60 年（1985 年）の 10 年間の成果を評価するとともに、なお残された課題解決のために西暦 2000 年に向けて「ナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成 7 年（1995 年）に第 4 回世界女性会議が北京で開催されました。ここでは、「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための 2 回目の見直しと評価を行い、「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。この行動綱領には、経済、健康、暴力など 12 の重点項目によって方向が示されています。

平成 12 年（2000 年）、国連特別総会としてニューヨークで「21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」と題し「女性 2000 年会議」が開催されました。会議では北京での行動綱領の実施状況の分析、総合的見直し、そして評価が行われ、21 世紀の基本路線となる「政治宣言」と具体策の「成果文書」を採択しました。そして今後の取組みの方向性が明らかにされました。

「国連女性の地位委員会」閣僚級会合開催

「第 4 回世界女性会議」から 10 年目にあたることを記念し、平成 17 年（2005 年）に「第 49 回国連女性の地位委員会」が閣僚級会合として開催され、「北京宣言および行動綱領」「女性 2000 年会議成果文書」等の実施状況の評価・見直し、今後の課題等に関する協議が行われました。

（※）女子差別撤廃条約

1979 年（昭和 54 年）、国連総会で採択された条約。正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。「固定的役割の変更が男女の完全な平等に不可欠」という理念や、「男女の社会・文化的行動様式の修正」が明記されています。雇用における男女の平等や家庭科教育のあり方の検討など法制度の改革が行われて、日本は 1985 年（昭和 60 年）に批准しました。

2. 日本の動き

日本では、「国際婦人年世界会議」を受けて、女性問題を総合的、効果的に推進するために、昭和 50 年（1975 年）内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を総理府内に設置しました。

同本部は、昭和 52 年（1977 年）に今後 10 年間の女性施策の方向性を明らかにする「国内行動計画」を策定しました。この間、国籍法の改正や男女雇用機会均等法等を制定し、「女子差別撤廃条約」批准のための条件整備をし、昭和 60 年（1985 年）に「女子差別撤廃条約」（P7 参照）を批准しました。

平成 7 年の北京での「第 4 回世界女性会議」の行動綱領や総理府に設置されている「男女共同参画審議会」の答申を受けて、総理府は平成 8 年（1996 年）12 月、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

さらに、平成 11 年（1999 年）4 月から「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」などが次々と施行されました。

また、男女共同参画社会（※）の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした「男女共同参画社会基本法」を平成 11 年（1999 年）6 月に公布・施行しました。

そして、平成 12 年（2000 年）12 月、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 13 年（2001 年）1 月から中央省庁改革により、総理府男女共同参画室は、内閣府男女共同参画局となりました。

平成 13 年（2001 年）4 月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV（※）防止法）」を公布し 10 月に施行しました。

平成 16 年（2004 年）6 月には、「DV 防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や配偶者からの暴力の定義の拡大、自立支援を含む被害者の保護が盛り込まれました。

さらに、平成 19 年（2007 年）7 月に「DV 防止法」の一部改正が行われ、保護命令制度の更なる拡充や市町村基本計画策定の努力義務等が盛り込まれました。

平成 17 年（2005 年）12 月には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、男女の性差に応じた的確な医療の推進などの 10 項目を重点事項とした「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。

平成 19 年（2007 年）4 月には、「男女雇用機会均等法」の一部が改正され、男女双方に対する差別や間接差別、妊娠、出産等を理由とする不利益な取り扱い等が禁止されました。

（※）男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第 2 条）をいいます。

（※）DV（ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence）

夫婦間・パートナー間の暴力を DV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。結婚しているかどうかは問いません。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害になります。

3. 千葉県の動き

千葉県では、「国際婦人年」「国連婦人の十年」の世界及び国の動向を踏まえ、昭和 56 年(1981 年 11 月)に第 1 次女性計画「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定しました。以来、「千葉県婦人計画」「さわやかちば女性プラン」を策定しました。

平成 8 年(1996 年)3 月には、西暦 2000 年に向けての新国内行動計画を踏まえ、「2000 年の千葉県」及び「ちば新時代 5 か年計画」との整合性を図り、「男女共同参画社会形成の実現」を基本目標とした第 4 次女性計画として、「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

そして、女性の地位向上のための施策とその関連施策を総合的に、効果的に推進してきました。

平成 13 年(2001 年)3 月に、新しいプランとして「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

また、平成 16 年(2004 年)9 月には、千葉県における男女共同参画の現状と課題を把握するため、「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を行いました。

平成 18 年(2006 年)3 月には、「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」を策定するとともに、同年 8 月には、ちば県民共生センター及び東葛飾センターが開設されました。さらに同年 12 月には、「千葉県男女共同参画計画(第 2 次)」を策定しました。

4. 習志野市の動き

本市では、平成 3 年(1991 年)10 月に女性政策課を設置し、女性政策への取組みをスタートさせました。

平成 6 年(1994 年)に平成 12 年(2000 年)を目標年次とする「習志野市女性プラン」を策定し、

- ①人権の尊重、男女平等観に立った人間形成を図る。
- ②社会のあらゆる分野への男女共同参画を促進する。
- ③自立を支援する福祉の充実と健康の保持・増進を図る。

の 3 本の柱を基本目標としてきました。

この女性プランを推進していくために、平成 7 年(1995 年)に「男女共同参画推進会議」を、平成 9 年(1997 年)には全庁的な体制として「習志野市女性施策をすすめる庁内連絡会議」を設置し、現在の「習志野市男女共同参画推進庁内連絡会議」のもととなりました。

さらに、「女性の生き方相談」等の相談事業の実施、女性の実態を把握した「習志野市男女共同参画白書」の作成や公募の市民による実行委員会の企画運営による「女性フォーラム」や「女性講座」の開催、啓発誌の発行等、市民主体の啓発事業を実施しました。

平成 11 年(1999 年)には、新プラン策定に向けて市民の男女平等に関する意識と女性の置かれている生活実態を把握するために「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施しました。

平成 13 年(2001 年)3 月に、男女共同参画社会基本法に基づいて策定する「習志野市男女共同参画プラン」を策定し、

- ①人権の尊重と男女平等の意識づくり
- ②あらゆる分野への男女の共同参画の促進
- ③男女がともに健やかに安心して暮らせる環境づくり

を基本目標として施策を推進してきました。

同年 4 月、女性政策課を男女共同参画課に名称変更しました。

平成 15 年(2003 年)11 月に男女共同参画社会づくりの拠点として、サンロード津田沼 5 階に男女共同参画センターを設置しました。また、平成 17 年(2005 年)10 月に市民から愛称を募集した結果、「ステップならしの」に決定しました。

平成 16 年（2004 年）7 月に「習志野市男女共同参画推進条例」を施行し、さらなる男女共同参画の推進を目指しました。

また、男女共同参画を推進するためには、市民の視点を反映することが重要であることから、条例に男女共同参画に関する識見を有する方や公募による市民で構成する「習志野市男女共同参画審議会」の設置を位置づけました。

さらに、男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情やセクシュアル・ハラスメント(※)、DV 等、男女共同参画の推進を阻害する人権侵害についての相談の申出制度を設けました。

平成 16 年（2004 年）11 月には、男女共同参画センター開設 1 周年を記念して、市民活動インフォメーションルームとの共催により、市民との協働による「みんなでまちづくり」を開催し、以来毎年開催しています。

平成 18 年（2006 年）7 月には、次期「習志野市男女共同参画基本計画」策定の基礎資料を得ることを目的とした「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施し、同年 9 月には、「男女共同参画社会づくりに向けての事業所アンケート調査」を実施しました。

(※)セクシュアル・ハラスメント(sexual harassment)

雇用の場等で起きる「性的いやがらせ」をいいます。具体的には、「相手側の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上での一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と言われ、平成 11 年 4 月から施行された男女雇用機会均等法において事業主の雇用管理上の配慮が義務づけられました。